

令和3年10月

会 員 各 位

(公社) 奄美大島法人会

インボイス制度・軽減税率制度説明会開催について（ご案内）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。かねてより、当会の運営につきましては格別なるご協力を賜り深く感謝いたしております。

さて、大島税務署より上記説明会ご案内がありました。令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっております。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには**本年10月1日から開始された税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要**となるといった現行制度からの変更点等があります。

このため、インボイス制度についての理解を深めて頂くために下記内容説明会に是非参加くださいますようご案内致します。

敬具

記

(1) 日 時：①令和3年11月26日(金) 午前10:00～11:00

②令和3年12月17日(金) 午前10:00～11:00

(2) 場 所：名瀬地方合同庁舎4階 第一会議室
(奄美市名瀬長浜町1-1)

(3) 講 師：大島税務署 法人課税部門

(4) 定 員： 各 10名

(5) 申込方法：直接 税務署まで必ず電話にて申込をお願いいたします。

申込期限：①令和3年11月24日(水)17時まで

②令和3年12月15日(水)17時まで

主 催・申し込み

大島税務署 法人課税部門

奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬地方合同庁舎2階

TEL 0997-52-4322